

経済安全保障に係る警察活動の推進について

令和5年1月27日
大通達甲（備）第1号
警察本部長から本部各課・所
・隊長、警察学校長、各警察
署長宛て

（概要）

この通達は、経済安全保障政策において警察が果たすべき役割及び取組について、必要な事項を定めたものである。